

安心をプラスする 特約①



事故のトラブルを専門家に相談できます!



弁護士費用等補償特約

おすすめ



月払掛金 **210円** 年払掛金 **2,460円**

●交通事故で被害を被り、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士への依頼で必要となる費用を被共済者1名につき最高300万円までお支払いします。

※自動車（二輪・原付を含む）および自転車の事故、それ以外の「交通事故」が対象です。

※補償を受ける場合は、あらかじめマイカー共済の同意が必要となります。

※必要となる費用とは「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」を指します。

●法律相談費用を、10万円を限度に別枠で補償します（一部対象とならない費用もあります）。

例えば

「もらい事故の相手との交渉を
どうすればいいか…」

例えば

「マイカー共済を使わない事故の相手
との交渉を自分で行うのは不安…」

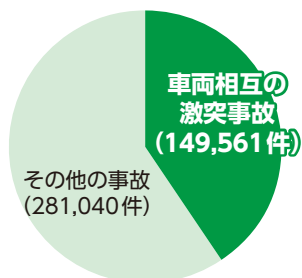


弁護士費用等補償特約で
弁護士報酬や訴訟費用をサポートします!



●もらい事故とは…?

もらい事故とは、過失が相手側にしかない事故のこと（100:0の事故）をいい、交通事故のうち、約3件に1件がもらい事故といわれています。事故の当事者双方に一定の過失がある場合、その事故の示談交渉はそれぞれの契約引受団体が行いますが、過失がない場合、事故の相手方に対する損額賠償責任が一切ありません。そのため、事故相手の共済（保険）から補償を受ける場合、マイカー共済が示談交渉を行うことができず、ご自身で相手方と話し合いをしていただく必要があります。



交通事故の
約3件に1件がもらい事故

(警察庁交通局 平成30年中の交通事故の発生状況 より)

●マイカー共済を使わない事故とは…?

マイカー共済をご利用いただくと、翌年の等級が減算されるため掛金割引率に影響が生じます。そのため、共済をご利用いただいたことである掛金と、共済金でカバーできる補償金額を比べた場合、共済を使わないほうが結果として費用を抑えられるケースがあります。共済を使わない事故の場合、マイカー共済が示談交渉を行うことができないため、ご自身で相手方と話し合いをしていただく必要があります。

安心をプラスする 特約②



日常のさまざまな場面で安心が得られます。

自転車賠償責任補償特約

月払掛金 **110円** 年払掛金 **1,290円**

うちの子が、誰かに
ケガをさせたらどうしよう。



自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。

- 示談交渉サービス付き。
- ご家族が自転車を複数台所有していても補償します。
- ※原付自転車は対象になりません。

他人事ではない、自転車事故による高額賠償

事例 賠償額9,521万円

小学校5年生の少年が、坂道を自転車に乗って時速20~30キロで下って行った際に、散歩中の女性(62歳)と正面から衝突、病院に搬送されたが、頭の骨を折るなどして意識不明となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

マイバイク特約

基本補償(四輪自動車)にマイバイク特約を付帯いただくことで、総排気量125cc以下または定格出力が1kW以下の原付自転車を対象とし、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子^{*1})の原付自転車での事故を補償します。

- 借りた原付自転車で事故を起こしても被共済者からのお申し出がありマイカー共済が認めた場合にはご希望によりマイバイク特約から優先してお支払いします。
- ご家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。

※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外になる場合もあります。

人身傷害補償の契約がない場合の特約

自動的にセット^{*2}

		搭乗者傷害特約 ^{*3}	自損事故傷害特約
補償内容		契約車両の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷したとき補償します。	単独の事故で死傷された場合、自賠責共済(保険)の対象とならない一定の事故について補償します。
支払い例	入院の場合	日額7,500円	日額6,000円
	通院の場合	日額5,000円	日額4,000円
	支払限度日数	事故日より200日	事故日より200日
死亡等の補償額		1,000万円または500万円	1,500万円

交運共済では人身傷害補償のご契約をおすすめします。

*1 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。

*2 搭乗者傷害特約は四輪自動車のみ原則自動的にセットされます。

*3 人身傷害補償と合わせてご契約いただくことも可能です。その場合には人身傷害補償とは別枠で補償額を限度に補償します。

交通事故危険補償特約

通勤は電車と自転車。
毎日使うから備えがほしい。

※一部補償の対象とならない場合もあります。



※実損害額とはマイカー共済が定める基準にもとづき算出した額となります。

※人身傷害補償の契約がある場合に、人身傷害補償の契約補償額と同額で契約いただくことができます。共済掛金は契約補償額により異なります。

右記のマークは、特約・割引がセットできる車種を表しています。



四輪自動車



二輪自動車



原付自転車

充実の補償

特約・割引制度

安心のサポート体制

ご契約のてびき

掛金を抑える

特約・割引①



運転者の条件に応じて、より少ない負担に。

お車を運転する方の年齢を限定することで割引が受けられます。



運転者年齢条件特約



運転される方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。この際の運転者年齢条件は、契約される車両1台ごとの適用となります。

年齢問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償*4 35歳以上補償*4

運転者年齢条件を設定している場合で友人・知人、別居の既婚の子等、ご家族*5以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者年齢条件」に関係なく補償します。



子供特約



お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります（一部の場合を除く）。

主たる被共済者の子供専用の年齢条件を設定することで、指定されている運転者年齢条件を変更せずに、子供を補償の対象に追加できます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

年齢問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償

- [子供の範囲] ●主たる被共済者の同居の子
●主たる被共済者の同居の子の配偶者
●主たる被共済者の配偶者の同居の子
●主たる被共済者の配偶者の同居の子の配偶者
●主たる被共済者の別居の未婚の子*6
●主たる被共済者の配偶者の別居の未婚の子*6

お車を運転する方の範囲を限定することで割引が受けられます。



運転者本人・配偶者限定特約*7



8%
割引

ご夫婦のみで運転される場合は割引になります。

被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が8%割引となります。

(○:補償します
-:補償しません)

割引率	運転される人の範囲			
	主たる被共済者、配偶者	友人・知人	別居の既婚の子	同居の親族、別居の未婚の子
運転者本人・配偶者限定特約	○	-	-	-
特約を付帯しない	○	○	○	○

ご注意

友人・知人、別居の既婚の子、同居の親族、別居の未婚の子*6が運転している場合は補償されません。

*4 運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」にされた場合は、契約期間の開始日時点での主たる被共済者の年齢に応じて共済掛金が算出されます。

*5 この場合の「ご家族」には、その家族の業務に従事中の使用人を含みます。

*6 「運転者本人・配偶者限定特約」を選択している場合、友人・知人・別居の既婚の子、同居の親族、別居の未婚の子*6が運転している場合は補償されません。

*7 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。

*8 運転者年齢条件、新車割引、AEB割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の共済掛金からさらに割引となります。

右記のマークは、特約・割引がセットできる車種を表しています。



四輪自動車



二輪自動車



原付自転車

掛金を抑える

特約・割引②



お車の型式などに応じて受けられる、さまざまな割引。

AEB

衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 割引*1

9%
割引

割引期間 普通・小型乗用車 軽四輪乗用車 型式の発売年月から3年適用

下記の条件を満たす場合に9%割引が適用されます。

用途車種	条件
普通・小型乗用車	①衝突被害軽減ブレーキ (AEB) が装備されていること。 ②被共済自動車の型式が発売された年度 (4月始まり) に3を加算した年の12月末までに共済期間の開始日があること。
軽四輪乗用車	

※衝突被害軽減ブレーキとは、「自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。各メーカーごとにAEB装置の名称が異なります。
 ※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。
 ※AEB装置の有無はお客様にご申告いただきますが、あわせてマイカー共済が「車台番号」「型式発売年月」をもとに、AEB装置の有無を確認します。適用条件を満たしている場合に、AEB割引を適用します。

ECO

ハイブリッド車割引*1*2

3%
割引

被共済自動車がマイカー共済指定の低公害自動車である場合は、掛金が3%割引となります。マイカー共済の指定する低公害自動車とは、車検証上でつぎの①～⑥の自動車に限ります。

- ①電気自動車
- ②天然ガス (CNG) 自動車
- ③メタノール自動車
- ④ハイブリッド自動車
- ⑤液化石油ガス (LPG) 自動車
- ⑥燃料電池自動車

福祉

福祉車両割引*1*2

7%
割引

被共済自動車が福祉車両で、かつ、消費税非課税措置の対象となる自動車、または車検証上の車体の形状が車いす移動車である場合は、掛金が7%割引となります。

- *1 お申し出が必要となります。
- *2 運転者年齢条件、新車割引、AEB割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の共済掛金からさらに割引となります。

右記のマークは、特約・割引がセットできる車種を表しています。 四輪自動車 二輪自動車 原付自転車

新車

新車割引*1

	6等級 (前契約なし)	左記以外
普通・小型乗用車	14%割引	7%割引
軽四輪乗用車	8%割引	2%割引

新契約の効力開始日が被共済自動車 (普通・小型乗用車、軽四輪乗用車) の初度登録 (検査) 年月の翌月から25ヵ月以内の車両を対象に割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

複数

複数契約割引*1*2

3%
割引

すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の掛金が3%割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

人身

人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約*1

19%
割引

二輪

二輪・原付

3%
割引

すでに人身傷害補償の契約 (他の保険会社等での契約も含む) があり、2台目以降の契約に人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を選択する場合、人身傷害補償の掛金が四輪自動車では19%割引、二輪自動車・原付自転車では3%割引となります。

セカンド

セカンドカー割引*1*2

すでに11等級以上の契約がある場合 (他の保険会社等での契約も含む) で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。

基本となる補償に、自動的にセットされます!

自動セット

被害者救済費用等補償特約

将来的な自動走行システム (自動運転) により、被共済自動車が想定していない動作によって事故が生じ、法律上の損害賠償責任がないことが認められた場合に補償します。

共済金額		等級
人身事故	対物事故	共済金を支払った場合でも次期等級の減算、事故有係数の適用はありません。
対人賠償と同額	対物賠償と同額	

充実の補償
特約・割引制度
安心のサポート体制
ご契約のてびき

無事故割引等級&割引率

長期間、無事故の優良ドライバーに、
とっても有利な補償です!

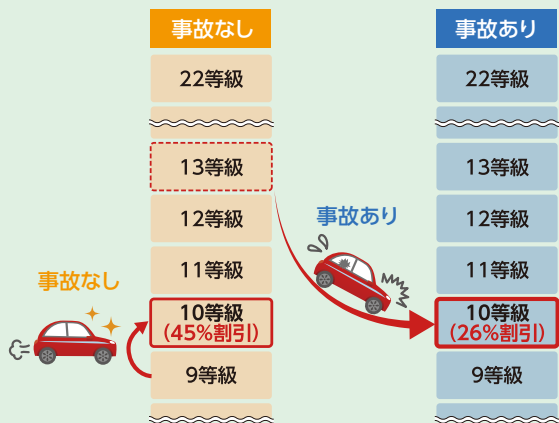
最大22等級64%割引!

- 安全運転で無事故を続けられた方を応援するため**最大22等級、64%割引**となります。
- 初めてご契約いただく場合は、6等級から始まり、**1年間無事故であれば1等級加算**されます。
- 契約期間中に事故を起こした場合、事故の種類により継続時に1件あたり1、3または6等級ずつ減算されます。
- 7等級以上の契約では「**事故なし**」「**事故あり**」で異なる割引率が適用されます。

7等級以上の契約の割引率について

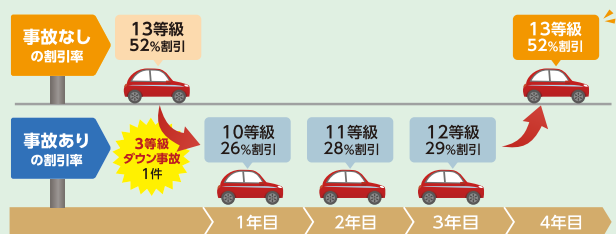
○契約期間中に事故があった場合、継続後の適用等級が7等級以上の契約に「事故あり」の割引率（事故有係数）が一定期間適用されます。

■適用等級が10等級となる場合の例



■事故有係数について

13等級で3等級ダウン事故が1件発生し、その後3年間無事故であった場合



等級別割引・割増率表

等級	事故なし	事故あり
22	-64%	-43%
21	-64%	-43%
20	-64%	-43%
19	-60%	-41%
18	-58%	-40%
17	-57%	-38%
16	-55%	-36%
15	-54%	-34%
14	-53%	-33%
13	-52%	-31%
12	-51%	-29%
11	-50%	-28%
10	-45%	-26%
9	-43%	-24%
8	-32%	-22%
7	-26%	-21%
6		-10%
5		10%
4		30%
3		50%
2		64%
1-1		85%
1-2		100%
1-3		110%
1-4		120%
1-5		130%

割引

割増

自動セット

無共済車傷害(無制限)

無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から十分な補償が受けられないときにお支払いします。

※対人賠償と同額の補償となります。

自動セット

他車運転危険補償

他車運転資格者*3が「**他人の自動車**」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出がありマイカー共済が認めた場合には**マイカー共済から優先して支払います**。借りた車の自動車共済(保険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

*3 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子を指します。